

# 令和8年度から 福祉事業の対象者資格が変更となりました

公益財団法人 日本教育公務員弘済会の会員制度規程が改正されました。

それに伴い、香川支部においても、令和8年4月から福祉事業の対象者資格が次のように変更となりました。

## ① 「口数のある教弘保険に加入」が資格条件

下記のいずれかの教弘保険(1口以上)に加入している方が、福祉事業対象者です。

ユース  
教弘保険

新教弘保険  
A型・B型

新教弘保険  
S型

新教弘保険  
K型

教弘保険  
(1~4種)

上記以外の教弘保険

(例) 新教弘 87、 新教弘M科・ア科、 新々教弘、 ヤング教弘保険 等

※新教弘保険K型のみ加入の方は、「健診補助」と「宿泊利用補助」の申請ができます。

## ② 廃止される資格条件

支部福祉事業は「教弘保険」の契約者配当金を財源として運営しています。

そのため、次の付属保険(主に口数のない保険)や損害保険、教弘グループ保険のみ加入の方は資格対象外となります。

新教弘終身保険 新教弘医療保険 新教弘介護保険  
新教弘介護保障付終身保険 新教弘医療保険α  
新教弘米国ドル建個人年金保険 等

福祉事業の対象者資格についてご不明な場合は、香川支部までお問い合わせください。

(公財)日本教育公務員弘済会香川支部

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 教育会館5階

[Tel:087-831-2431](tel:087-831-2431)